

石川県公報

平成26年1月17日
第12663号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 （長寿社会課）	1	○都市計画事業の事業計画の変更の認可（水環境創造課）	4
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 （同）	1	○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 （水産課）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 定 （同）	2	○沿岸漁業改善資金の貸付基準及び貸付申請書の提出期 限等の一部改正 （同）	5
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 （同）	2	○平成26年石川県歯科技工士国家試験公告（医療対策課）	5
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 （同）	2	○政府調達に関する協定に係る入札公告（同）	6
○救急病院の認定（地域医療推進室）	3	○土地改良区の定款変更認可公告（経営対策課）	7
○青少年に有害な興行の指定（少子化対策監室）	3	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 （同）	8
○青少年に有害な図書等の指定（同）	3	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	8

告 示

石川県告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770300760	ニシ・ウエルネス株式会社	ウエルネスおきまち 小松市沖周辺土地区画整理事業施行地 内5街区20	平成25年 12月15日	通所介護

石川県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1710312248	医療法人社団 勝木会	芦城居宅介護支援事業所 小松市土居原町175番地	平成25年 12月1日	居宅介護支援
1772200729	有限会社 アイ・トラスト	居宅介護支援事業所ケア・トラスト 白山市中町38番地	〃	〃

1770300760	ニシ・ウエルネス株式会社	ニシ・ウエルネス居宅介護支援事業所 小松市沖周辺土地区画整理事業施行地 内5街区20	平成25年 12月15日	〃
------------	--------------	--	-----------------	---

石川県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
1770300760	ニシ・ウエルネス株式会社	ウエルネスおきまち 小松市沖周辺土地区画整理事業施行地 内5街区20	平成25年 12月15日	介護予防通所介護

石川県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1772300156	社会福祉法人 能美市社会福祉協議会	社会福祉法人能美市社会福祉協議会 デイサービスセンター能美 能美市緑が丘十一丁目50番地1	通所介護	平成25年 12月9日
1772200679	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿～美川道場～ 白山市鹿島町ち111番地1	〃	平成25年 12月12日

石川県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1772300156	社会福祉法人 能美市社会福祉協議会	社会福祉法人能美市社会福祉協議会 デイサービスセンター能美 能美市緑が丘十一丁目50番地1	介護予防通所介護	平成25年 12月9日
1772200679	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿～美川道場～ 白山市鹿島町ち111番地1	〃	平成25年 12月12日

石川県告示第11号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団金沢宗広病院	金沢市桜町24番30号	平成26年1月1日	平成28年12月31日
やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7	平成26年1月17日	平成29年1月16日

石川県告示第12号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	非道徳白書 性欲に負けた義母	新 日 本 映 像
〃	妻の誘惑 完全なる性感帯	〃
〃	露出願望 見られたい人妻	オ ー ピ ー 映 画
〃	覗く女 隣室のあえぎ	大 蔵 映 画
〃	天女の交わり ぬくもり昇天	オ ー ピ ー 映 画
〃	花鳥籠	「花鳥籠」製作委員会
〃	いんらんな女神たち	オ ー ピ ー 映 画
〃	人妻喪服プレイ 夫に見られて	新 東 宝 映 画
〃	女教師と教え子 一罪名、婦女暴行なりー	新 日 本 映 像
〃	最強ゾンビ・ハンター (原題) ZOMBIE HUNTER	アットエンタテインメント
〃	アデル、ブルーは熱い色 (原題) La vie d' Adèle chapitres 1 et 2	コムストック・グループ
〃	ダリオ・アルジェントのドラキュラ (原題) DARIO ARGENTO'S DRACULA	ア ン プ ラ グ ド
〃	17歳 (原題) YOUNG & BEAUTIFUL	キ ノ フ ィ ル ム ズ

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年1月17日

石川県告示第13号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2014年 2月号 (04333-02)	(株)ダブリュエスコローション
〃	NaiNaiプレス北陸 2014年 2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2014年2月号 (86663-02)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成26年1月17日

石川県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 地	事業施行期間
加 賀 市	加賀都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）関連加賀公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年2月10日から 平成32年3月31日まで
	山中都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）関連山中町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成2年12月28日から 平成32年3月31日まで
志 賀 町	志賀都市計画下水道事業志賀町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月23日から 平成32年3月31日まで
	富来都市計画下水道事業志賀町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成16年9月10日から 平成32年3月31日まで

石川県告示第15号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

ななか第2加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名

七尾市能登島鰯目町55部17番地 鰯目大敷網株式会社

七尾市能登島八ヶ崎町5部6番地 木戸 信裕

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧ななか漁業協同組合の地区(能登島鰯目町及び能登島八ヶ崎町の区域に限る。)

(3) 区分

大型定置漁業(小型定置漁業を併せ営む漁業を含む。)

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成25年12月11日

石川県告示第16号

沿岸漁業改善資金の貸付基準及び貸付申請書の提出期限等(昭和54年石川県告示第659号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

第1の1の表中「200万円」を「300万円」に、「2人」を「1人」に、「3人」を「2人」に、「4人」を「3人」に、「すべて」を「全て」に改める。

公 告

平成26年石川県歯科技工士国家試験公告

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成26年石川県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

学説試験 平成26年2月26日(水) 午前8時45分から午後4時10分まで

実地試験 平成26年2月27日(木) 午前8時45分から午後4時まで

2 試験場

金沢市乙丸町甲253番地

石川県歯科医師会立歯科医療専門学校

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年1月21日(火)から同月28日(火)まで(郵送の場合は、当該期間内の消印があるものに限り受け付ける。)

4 出願に関する書類の提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ

5 卒業証明書の提出期限

出願の際、卒業見込証明書を提出した者は、平成26年3月11日(火)までに卒業証明書を提出すること。期限までに卒業証明書の提出がない者については、当該試験は、不合格とすることがある。

6 その他

試験実施要領等の請求、詳細についての問合せ等は、石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ(電話番号076-225-1433)へすること。

なお、試験実施要領等の郵送を希望する者は、120円切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(角形2号のもの)を同封すること。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県立中央病院清掃等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

石川県立中央病院等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第84号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

(4) 受託責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できる者であること。

(5) 受託責任者を専任で1名以上配置できる者であること。

(6) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(7) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）において平成23年1月1日以後、12箇月以上継続して施設清掃の実績を有する者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準に適合している者であること。

(9) 政令第167条の5の2の規定により、知事が定める資格を有する者であること。

(10) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(11) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格確認申請書に2(3)から(11)までの資格を証明できる書類を添付して、平成26年2月13日（木）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課経理係

電話番号 076-238-7857

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成26年2月20日(木)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

平成26年2月27日(木)午後1時30分(郵送の場合は、書留郵便とし、同日正午必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(5) 開札の日時及び場所

平成26年2月27日(木)午後1時30分

石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of services required

Cleaning of the Ishikawa Prefectural Central Hospital's main buildings

(2) Contractual period

From 1 April 2014 through 31 March 2015

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Inquiry section regarding notice of tender

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan

TEL 076-238-7857

(5) Time limit of tender

1:30 p.m. 27 February 2014

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
加賀三湖土地改良区	平成26年1月9日

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成26年1月20日から同年2月18日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年1月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
酒見地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	志賀町役場

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第4号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成26年1月17日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)白山警察署管内の表339の項を次のように改める。

339	荒屋北交差点	白山市知気寺町76番地1先 主要地方道鶴来美川インター線と市道中央1号線との交差点	H19. 3. 16
-----	--------	--	------------

別表第2(一方通行の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

141	主要地方道金沢井波線	金沢市若松町乙之部6番2先から 金沢市若松町乙之部15番1先まで	約17 メートル	終日	車両	清水町から角間町に至る方向
-----	------------	-------------------------------------	-------------	----	----	---------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

871	主要地方道金沢井波線	金沢市若松町乙之部6番2先	清水町方向から角間町方向への左折	車両	終日
872	市道額8号額新町1丁目線14号	金沢市額新町1丁目134番地2先	額新町2丁目方向から光が丘1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
873	市道1級幹線5号菊川・寺町線	金沢市菊川1丁目10番15号先	笠舞3丁目方向から川上広見方向への右折	車両	終日

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1034	市道北安江 2 丁目線 4 号	金沢市北安江 2 丁目 14 番 1 号先	諸江町上丁方向から北安江 3 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
------	-----------------	-----------------------	-------------------------	--------------	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表 25 の項を次のように改める。

25	市道此花町線 10 号	金沢市此花町 10 番 21 号先	本町 1 丁目方向から堀川町方向への直進	自動車及び原動機付自転車	6 : 00 から 22 : 00 まで
----	-------------	-------------------	----------------------	--------------	-------------------------

別表第 6 (車両の通行禁止) 白山警察署管内の表 56、57、58、59、62、63、64 の項を次のように改める。

56	市道ハ 35 号線	白山市道法寺町へ 21 番地先から 白山市坂尻町へ 28 番地 1 先まで	約 250 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
57	市道ハ 45 号線	白山市道法寺町イ 38 番地 4 先から 白山市曾谷町ホ 22 番地 1 先まで	約 550 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
58	市道釜清水上野線	白山市上野町レ 44 番地先から 白山市釜清水町オ 4 番地 3 先まで	約 1,400 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
59	市道	(1) 白山市月橋町 644 番地先 (2) 白山市道法寺町イ 61 番地 1 先 (3) 白山市行町 140 番地 1 先 (4) 白山市明島町子 91 番地 1 先 (5) 白山市月橋町 722 番地 11 先 (1) から (5) までの場所を結ぶ線により囲まれた区域内の道路 (区域内の国道、県道、主要地方道を除く。)	約 11,250 メートル (4,640 平方 キロメートル)	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
62	市道本町 4 丁目 1 号線	白山市鶴来本町 4 丁目 16 番地先から 白山市鶴来本町 4 丁目 千目 8 番地先まで	約 100 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
63	市道曾谷・行町中ノ郷線	白山市知気寺町 83 番地先から 白山市道法寺町イ 61 番地 1 先まで	約 900 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車

64	市道白峰線	白山市白峰ハ180番地先から 白山市白峰ハ1番地1先まで	約300 メートル	終日	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
----	-------	---------------------------------	--------------	----	----------------------------

別表第7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表46の項を次のように改める。

46	市道小柳16号線	白山市小柳町ろ218番地先から 白山市小柳町ヌ3番地3先まで	約550 メートル	7:00から 9:00まで 15:00から 17:00まで (日曜日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車 (指定車、許可車を除く。)
----	----------	-----------------------------------	--------------	--	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

231	市道	(1) 金沢市天神町1丁目2番68号先 (2) 金沢市天神町1丁目18番22号先 (3) 金沢市天神町1丁目14番3号先 (1)から(3)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約2,000 メートル (約5.1ha)	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を除く。)
-----	----	--	----------------------------	----------------	----	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

241	市道	金沢市梨木町口39番地2先から 金沢市鳴瀬元町ニ206番1先まで	約420 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	----	-------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表210の項を次のように改める。

210	市道1級幹線12号北間・中橋線	金沢市三口町ホ27番地1先から 金沢市問屋町2丁目5番地先まで	約120 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引①②③を除く。)
-----	-----------------	------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢西警察署管内の表8の項を次のように改める。

8	市道大徳46号寺中・観音堂線、大徳3号観音堂町線	金沢市寺中町口24番地1先から 金沢市観音堂町ホ39番地2先まで	約790 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
---	--------------------------	-------------------------------------	--------------	----------------	----	-------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

175	町道	(1) 羽咋郡志賀町高浜町ツ73番地 7 先 (2) 羽咋郡志賀町高浜町ナ77番地 1 先 (3) 羽咋郡志賀町高浜町マ12番地 1 先 (4) 羽咋郡志賀町高浜町マ19番地 3 先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路	約4,450 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
176	町道	(1) 羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地 1 先 (2) 羽咋郡志賀町末吉千古 1 番地12 先 (3) 羽咋郡志賀町高浜町ノ36番地 3 先 (4) 羽咋郡志賀町高浜町ノ36番地 126先 (1)から(4)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路 (ただし、別 に定める区間を除く。)	約7,450 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
177	町道	(1) 羽咋郡志賀町末吉千古82番地 2 先 (2) 羽咋郡志賀町高浜町ノ78番地 1 先 (3) 羽咋郡志賀町高浜町ハ 1 番地12 先 (1)から(3)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路 (ただし、別 に定める区間を除く。)	約10,300 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)
178	町道第164号 福 野神代線	羽咋郡志賀町高浜町レ170番地先から 羽咋郡志賀町高浜町ク28番地 6 先ま で	約700 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表12、173の項を次のよう改める。

12	市道羽咋286号、 国道415号	羽咋市中川町へ72番地 1 先から 羽咋市福水町リ15番地先まで	約2,490 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。)
173	町道314号 高浜 堀松線	羽咋郡志賀町末吉千古82番地 1 先 (千古大橋南詰) から 羽咋郡志賀町末吉ヨ 5 番地 2 先まで	約450 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引③を 除く。)

別表第13 (車両通行帯) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

121	市道準幹線592 号福久千木線	金沢市疋田 3 丁目 7 番地先から 金沢市疋田 3 丁目 7 番地先まで (千木町南交差点から疋田町交差点に至る方向)			2	約20 メートル
-----	--------------------	--	--	--	---	-------------

別表第18 (駐車禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

364	市道	金沢市梨木町口39番地2先から 金沢市鳴瀬元町ニ206番1先まで	約420 メートル	終日	車両
-----	----	-------------------------------------	--------------	----	----

別表第18 (駐車禁止) 金沢東警察署管内の表2、52の項を次のように改める。

2	国道304号	金沢市吉原町ハ41番地先から 金沢市宮野町拾77番地7先まで	約5,600 メートル	終日	車両
52	市道2級幹線 372号利屋福久 線	金沢市福久町ハ27番地先から 金沢市才田町ハ148番地先まで	約2,165 メートル	終日	車両

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表398の項を次のように改める。

398	市道大徳46号寺 中・観音堂線、 大徳3号観音堂 町線	金沢市寺中町口24番地1先から 金沢市観音堂町ホ39番地2先まで	約790 メートル	終日	車両
-----	--------------------------------------	-------------------------------------	--------------	----	----

別表第1 (信号機の設置場所) 金沢中警察署管内の表192の項を次のように改める。

192	削	除
-----	---	---

別表第11 (最高速度の指定) 羽咋警察署管内の表9、24、41の項を次のように改める。

9	削	除
24	削	除
41	削	除

別表第11 (最高速度の指定) 輪島警察署管内の表52の項を次のように改める。

52	削	除
----	---	---